

# 国際専属管轄

横溝 大

国際専属管轄（横溝）

- 一 はじめに
- 二 国際専属管轄の意味
- 三 国際専属管轄の根拠
  - (1) 国家主権と各国間の平等原則に基づく外国主権の尊重
  - (2) 特定の事項に関する国家の強い関心
  - (3) 紛争と法廷地との密接関連性
  - (4) 実務上の根拠
  - (5) 矛盾した判決が生じる可能性の回避
  - (6) 小括
- 四 我が国における国際専属管轄規定
  - (1) はじめに
  - (2) 直接管轄の場合

## (3) 間接管轄の場合

## 五 結語

## 一 はじめに

本稿の目的は、国際裁判管轄における専属管轄<sup>(1)</sup>(以下、「国際専属管轄」とする)の意味や根拠を明らかにし、我が国の新たな国際裁判管轄法制に関し解釈論上及び立法論上の示唆を得ることにある。

二〇一一年に成立し二〇一二年四月に施行された民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律に基づく新たな国際裁判管轄法制では、国際裁判管轄の専属に関する規定が導入された(民事訴訟法三條の五)。ここでは、後述のように幾つかの類型の訴えが我が国に専属することとされたが、法制審議会国際裁判管轄法制部会においては、<sup>(2)</sup>そもそも国際専属管轄について規定を置くべきかどうか、また、如何なる訴えを対象とすべきかにつき、議論が活発に行われなかったように思われる。これは、国際裁判管轄における専属管轄の持つ意味や国際専属管轄の根拠につき、共通の認識が成り立っていないかったことにその一因であろう。

そもそも、我が国では国際専属管轄を正面から扱った文献が少い。従来学説上国際専属管轄であると主張されていたのは、不動産に関する訴えと登記・登録に関する訴えのみであり、その根拠も必ずしも明らかではなかった。<sup>(3)</sup>このような現状においては、<sup>(4)</sup>まずは国際専属管轄の意味やその根拠を明らかにすることが、今後展開される議論の出発点を提供する意味で理論的意義を有するだろう。

以下では、先ず国際専属管轄の持つ意味について確認し（二）、次に、その根拠に関する議論を検討する（三）。さらに、我が国の国際専属管轄規定につき解釈論・立法論の観点から論じる（四）。予め結論を示すと、国際専属管轄の根拠は特定の事項に関する国家の強い関心に求められるべきであり、我が国の民法三條の五については、これを双方化することには上記根拠との関係で問題がある、ということになる。

尚、国際専属管轄は当事者の専属的管轄合意により生じる場合もあるが、当事者の合意に基礎を置く場合と法定の場合とは国際専属管轄の根拠が大きく異なると思われるため、今回は法定の国際専属管轄のみを扱うこととする。<sup>7)</sup>

## 二 国際専属管轄の意味

最初に、国際専属管轄の持つ意味について確認しよう。国際専属管轄については、一般に、ある管轄原因に基づく一国の国際裁判管轄が、別の管轄原因に基づく他国の国際裁判管轄を排除する場合に、当該管轄が国際専属管轄であると説明される。<sup>8)</sup> すなわち、国際専属管轄とは、ある国が自国に国際裁判管轄があるかどうかだけを問題とする通常の国際裁判管轄規則と異なり、他国との関係において自国の国際裁判管轄が維持されるべきかそれとも否定されるべきかを問題とするものである。このことが意味することは、例えば次のようなことである。<sup>9)</sup>

第一に、ある訴えにつき通常であれば我が国裁判所が国際裁判管轄を有している場合にも、ある外国に当該訴えについて国際専属管轄があれば、我が国の国際裁判管轄が否定される。第二に、外国判決承認・執行において、

当該外国に通常であれば国際裁判管轄が認められる場合に、我が国（或いは第三国<sup>(11)</sup>）に国際専属管轄があれば、当該外国判決の我が国での承認・執行が否定される<sup>(12)</sup>。第三に、国際的訴訟競合において、仮に当該訴えについて我が国に国際専属管轄があれば常に我が国の訴訟が優先され、外国における訴訟係属との間の調整の余地は排除される。

このように、自国に国際裁判管轄があるか否かのみを問題とする他の通常の国際裁判管轄規則と異なり、国際専属管轄は複数国間における一方の国際裁判管轄の優先を問題にするのであるから、この問題に関する規則は、理想的には普遍的な準則に従って決定されることが望ましい。だが、現状では周知のように国際裁判管轄に関する国際法上の準則は存在しない。このことから、国際専属管轄の存在自体に疑問を呈する見解もある<sup>(13)</sup>。にも拘らず、各国は、自らの国内法において一定の事項に関する訴えにつき自らの国際専属管轄を宣言して来ており、我が国の今回の立法もその延長上にあると言える。その結果、国際専属管轄の対象となる訴えの範囲や自国裁判所に専属を認める際の基準は各国において異なり得ることになり、例えば、我が国裁判所がある外国に国際専属管轄があると認めて訴えを却下してしまうといった事態（管轄の消極的抵触）が現状では生じ得る<sup>(14)</sup>。そのため、後述するように、近時、とりわけ私人の裁判を受ける権利との関係から、国際専属管轄に関する批判が各国で次第に高まっている。

各国においてこれまで国際専属管轄の対象とされた事項としては、次のようなものがある<sup>(15)</sup>。まず、財産関係では、不動産に関する物権や賃貸借上の訴えや、登録型知的財産権の登録や有効性に関する訴え等である。また、人に関しては、自国民に関する訴え、相続又は離婚に関する訴え、法人及びその機関の決定の有効性に関する訴え、倒産に関する訴え等である。さらに、国家機関の介入に関しては、登記・登録に関する訴えや、判決の執行

に関する請求等が挙げられる。

尚、一九九九年ハーグ国際裁判管轄条約案<sup>(6)</sup>では、①不動産の物権又は賃貸借を目的とする手続、②法人の有効性、無効若しくは解散又は法人の機関の決定の有効性若しくは無効を目的とする手続、③公的な登記又は登録の有効性又は無効を目的とする手続、④特許権、商標権、意匠権その他の寄託又は登録を要する類似の権利の登録、有効性、無効等を目的とする手続の四つが国際専属管轄とされていた（一二条）。

### 三 国際専属管轄の根拠

上述のように、国際専属管轄は、一定の関連を有するが故に通常であれば国際裁判管轄を有する国の国際裁判管轄を否定したり、国際的訴訟競争に関する調整の余地を失わせたりすることで、裁判を受ける権利や自らに関する具体的な法律関係の国際的整合性といった、抵触法上保護される筈の私的利益に一定の制限を課すものであるように見受けられる。その根拠はどこにあるのだろうか。また、どこまで正当化されるのだろうか。

以下では、従来学説上国際専属管轄の根拠として挙げられていた点と、これに対する批判を確認する。<sup>(7)</sup>

#### （1）国家主権と各国間の平等原則に基づく外国主権の尊重

最初に国際専属管轄の根拠として挙げられるのは、国際法上の国家主権と各国間の平等原則に基づく外国主権

の尊重である。<sup>(8)</sup> この原則の下では、如何なる国家も他の国家によって行われる公権力行為の当否を問題とするとは出来ない<sup>(9)</sup>とされ、その帰結として、各国が、①外国法自体を無効とすること、②外国行政行為の合法性に關し無効等の司法的判断をすること、③外国判決や執行行為、保全処置を無効とすること、④外国国家機関による公的登録・登記の修正を命じたり無効としたりすること、が禁止されると主張される<sup>(10)</sup>。

但し、このような外国主権の尊重が国際法上の義務であることに疑問を示す見解もある。例えば、Schuffertは、ある国の裁判所が他国の公権力行為について判断したとしても、自国が自国領域内で裁判権を行使しているに過ぎず相手国に何ら命令を下すものでない以上、国際法違反にはならないとする<sup>(11)</sup>。

また、この根拠により説明される国際專屬管轄の範囲は、国家機関が関与する場合に限定されることになる。そこで、外国主権の尊重が国際專屬管轄の根拠として挙げられる場合にも、次に挙げる特定の事項に關する国家の強い関心という根拠で補充されるのが通常であり、寧ろ、これまでは次の根拠の方が主流であったと言える。

## (2) 特定の事項に關する国家の強い関心

第二に、ある特定の具体的事項に対して示す国家の強い関心や、事項の性質から来る国家と当該事項との關連が、国際專屬管轄の根拠として挙げられる<sup>(12)</sup>。但し、その際の説明の仕方は一様ではなく、各論者により異なる。先ず、この点が公序という用語で説明される場合がある。例えば、ベルギー・フランス間の条約の存在にも拘らず、フランス特許權に關しフランス裁判所の国際裁判管轄を肯定した一九三六年一月二日フランス破棄院判決は、「發明特許についての無効の訴えは公序に關する」と述べている。また、この点を主權概念で説明する者もある<sup>(13)</sup>。さらに、

自国の強行的適用法規の適用確保を国際専属管轄の根拠とする者もある。<sup>(27)</sup> すなわち、自国が追求する法政策を実現するため、自国の強行的適用法規の適用を確保するべく各国は国際専属管轄を採用するのだというのである。

この根拠に対しては、ある国家が何故例えば不動産に関する事件には特別な関心を有し、複数の死亡者を出した事故に関しては特別な関心を有さないのか、説得的な根拠を示すことは困難であり、<sup>(28)</sup> 国際専属管轄を正当化するための後付けの説明に過ぎないという批判がある。また、自国の強行的適用法規は外国裁判所における判断の際にも尊重され得るし、仮にその適用に関し問題のある外国判決が下された場合には、自国において当該判決を承認・執行する段階で公序要件により排除することが可能なのであるから、国際専属管轄を正当化するには不十分である、という指摘もなされる。<sup>(29)</sup>

### （3）紛争と法廷地との密接関連性

第三に、国際専属管轄の根拠として、対象となる紛争と法廷地との密接な関連が挙げられることがある。<sup>(30)</sup> この点については、密接関連性のみからでは国際専属管轄は導かれなないという批判がある。<sup>(31)</sup>

### （4）実務上の根拠

第四に、実務上の根拠が挙げられることもある。すなわち、法廷地国と準拠法国との一致の便宜（並行原則）、登記・登録等一定の手続を行うべき地との近接性という利便、事案の集中による訴訟遂行上の便宜、訴訟地と執

行地との一致による執行における便宜等である。<sup>(3)</sup>これらは、単独で根拠とされることはなく、寧ろ補強的根拠として挙げられることが多い。

### (5) 矛盾した判決が生じる可能性の回避

最後に、国際的に矛盾した判決が生じる可能性の回避という点が国際専属管轄の根拠として挙げられることもある。<sup>(3)</sup>これは、或る事件に関し国際裁判管轄を有する国が一つしかなければ、複数国で異なる判決が下される可能性がなくなるといふ発想に基づくが、国際専属管轄に関する統一された国際的準則がない現状では、根拠とすることは出来ないだろう。

### (6) 小括

以上、これまで国際専属管轄の根拠として挙げられて来た根拠について概観した。

国際裁判管轄を巡る各国の議論においては、社会のグローバル化に伴い、抵触法の目的である私人間の紛争解決とは異なる性格を持つ、国家的利益を体现する国際専属管轄は可能な限り限定すべきだとするのが近時の傾向ということが出来る。そこでは、国際専属管轄は法的推論よりも寧ろ伝統によって受け入れられて来たに過ぎないとされ、<sup>(4)</sup>また、国際専属管轄に関する規定の存在により国際裁判管轄を判断する際の柔軟性が失われ、<sup>(5)</sup>私人による権利実現の道が困難になる点が批判される。<sup>(6)</sup>そして、そのような国際専属管轄の例外的性格が考慮され、国



国際専属管轄規定につき制限的解釈の必要性が主張されると共に、立法論上は、国家活動の公的側面に関する訴えのみに国際専属管轄を限定すべきであると指摘される。<sup>(3)</sup>このような現状において、上述の根拠のうち、抵触法的観点から現在でも猶説得的なものはいずれだろうか。

まず、紛争と法廷地との密接関連性や、実務上の便宜は、通常は国際裁判管轄を肯定すべき要素ではあるものの、一国以外の国際裁判管轄を否定する国際専属管轄の根拠としては、それ自体では不十分であり、あくまでも補強的な要素に止まるだろう。<sup>(9)</sup>また、前述したように、矛盾した判決が生じる可能性の回避という根拠は、国際専属管轄の問題が国際法上の準則により規律されない限り実現出来ず、現状では国際専属管轄の根拠とはなり得ない。

外国主権尊重の要請については、そもそも、私人間の国際民事紛争を解決するに際し外国国家行為の有効性を他国の裁判所は審理してはならないという準則が、国際法上確固として成立しているかどうかについて疑問がある。<sup>(4)</sup>また、国際礼譲と称して抵触法上自発的に外国主権を尊重することは、国家間関係を優先することにより私法的法律関係を不安定なものにするため、私法的法律関係の安定をその主たる目的とする抵触法の理念に反する。<sup>(4)</sup>従って、この根拠も国際専属管轄を正当化するものではないと考える。<sup>(4)</sup>

最後に、特定の事項に関する国家の強い関心はどうだろうか。この点については、様々な概念により説明されていたが、公序や国家主権<sup>(4)</sup>といった不明確な概念よりも、寧ろ自国の強行的適用法規の適用確保から説明すべきであろう。すなわち、外国裁判所が自国の強行的適用法規を適切に適用することに対する不信から、自国の強行的適用法規の適用を貫徹すべく、特定の事項につき外国裁判所の国際裁判管轄を否定し、自国に国際専属管轄を認めるのだという説明である。この説明の下では、自国国家の社会的・経済的政策の重要性が自国の国際専属管

轄の範囲を決定するということになる。

だが、自国国家の社会的・経済的政策を実現するために、国際専属管轄を導入することは、一定の関連を有し通常であれば国際裁判管轄を有する国の管轄を否定したり、国際的訴訟競合に関する調整の余地を失わせたりして、抵触法上保護される筈の私的利益に一定の制限を課すこととなり、従って、抵触法上これを正当化することは一見難しいようにも思われる。自国国家政策の実現は、国際裁判管轄における「特別の事情」や国際的訴訟競合における判断枠組、さらに外国判決承認の際の公序要件の解釈により、同様に実現出来るように思われるからである。<sup>(4)</sup>

しかしながら、従来私法に位置付けられて来た法分野においてどの規定が強行的適用法規であるかを特定するのは困難であり、この点は、訴訟における法の適用関係についての当事者の予測に困難を齎す主たる要因の一つになっている。<sup>(4)</sup> このような不安定な状況を問題視し、法廷地の一定の法規につき我が国と一定の関係がある場合これらのが法規が強行的適用法規として常に適用されることを明確にするために国際専属管轄を導入することは、当事者の予測可能性を高めるという意味で抵触法的観点からも正当化することが可能であろう。

従って結局、国際専属管轄を正当化する根拠は、特定の事項に関する国家の強い関心に限られることになる。

#### 四 我が国における国際専属管轄規定

##### （1）はじめに

前述のように、我が国の新たな国際裁判管轄法制は、国際専属管轄に関する規定を導入した。民事訴訟法三条の五は次のように定める。

「一 会社法第七編第二章に規定する訴え（同章第四節及び第六節に規定するものを除く）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成一八年法律第四八号）第六章第二節に規定する訴えその他これらの法令以外の日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属する。

二 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属する。

三 知的財産権（知的財産基本法（平成一四年法律第一二二号）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、その登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属する。」

不動産に関する訴えが含まれていない点に象徴されるように、この規定が対象とする事項は諸外国に比しやや

抑制的であると言うことが出来よう。上述のように、国際専属管轄が国家政策を私人の利益に優先させるものであることからすれば、このような抑制的姿勢自体は抵触法的観点からは一応評価出来る。<sup>(45)</sup> だが、各規定の根拠として挙げられている点にはやや問題がある。

国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明においては、一項の根拠としては、「会社又は一般社団法人等に関する法律関係の画一的処理の必要性、会社若しくは一般社団法人等又は株主の訴訟参加の便宜」<sup>(46)</sup> が、二項の根拠としては、①公益性の高い公示制度との不可分の関係、②適正・迅速な審理・判断の可能性、③当事者の便宜が、三項の根拠としては、①権利の存否や有効性については、登録国の裁判所が最も良く判断することが出来ること、②登録国以外の国の裁判所が特許権等の無効を確認する判決をしても、対世的に無効にするには、登録国において所定の手続を採る必要があること、が挙げられている。<sup>(47)</sup> このように、補足説明は、裁判の適正・迅速、当事者の便宜を中心とした根拠付けを試みているが、上述のように、これらの点は、国際専属管轄に関する規定を敢えて置くことを正当化する根拠としては不十分であり、寧ろ、これらの規定が扱っている事項が我が国の国家政策と密接に結びついている点、<sup>(48)</sup> 或いはこれらの事項に適用される法規が強行的適用法規である点から正当化すべきであったと思われる。<sup>(49)</sup>

これらの規定については、当該規定の対象となる訴えの範囲も勿論議論されるべき問題ではあるが、<sup>(50)</sup> ここでは、国際専属管轄に関する規定の特殊性から生じる問題を扱いたい。すなわち、日本法上日本（直接管轄の場合）又は外国（間接管轄の場合）に、通常の国際裁判管轄はあるが国際専属管轄がない場合についてである。<sup>(51)</sup> 国際専属管轄の根拠を特定の事項に関する国家の強い関心に求める本稿の立場からは、以下に見るように民訴法三条の五を単純に双方化することに対し疑問が生じることとなる。

（2）直接管轄の場合

先ず、通常であれば不法行為地等により日本に国際裁判管轄が認められるが、民訴法三条の五に該当する訴えであり、当該規定によれば国際専属管轄が我が国には認められない場合、我が国の国際裁判管轄は認められるだろうか。民訴法三条の五は日本の裁判所に国際専属管轄がある場合のみを定めているが、同法三条の一〇は、三条の五に該当する訴えについては、他の管轄規定を適用しないと規定しており、従って、上記のような場合には、我が国の国際裁判管轄は認められないことになる。<sup>(5)</sup> このような処理の根拠は明らかではないが、日本の裁判所の国際専属管轄を定める三条の五を、ある特定の事項について何れの国に国際専属管轄が存するかを定めた規定として双方向的に解し、当該訴えにつき日本に国際専属管轄がないことがある外国に国際専属管轄が存在することを意味する、という理解に立ったものだと思われる。<sup>(6)</sup>

だが、外国が我が国と同様の事項について国際専属管轄を認めているかは決して自明ではない。例えば、ある事項につき、我が国民訴法三条の五の観点から国際専属管轄が認められる外国において、当該事項が国際専属管轄の対象になっていない場合や、対象となっていたとしても第三国に国際専属管轄が認められている場合もあり得る。このような場合、問題となっている訴えは、我が国に国際専属管轄が認められない以上我が国の国家政策には関らないものであり、また、当該訴えを却下しても、我が国の観点から国際専属管轄が認められる外国の国家政策を尊重することにもなり得ないのであるから、国際専属管轄の根拠を特定の事項に関する国家の強い関心とする本稿の立場からは、我が国の国際裁判管轄を否定することは、無意味に私人の裁判を受ける権利を制約するものであるように思われる。我が国に国際専属管轄が認められない場合には、原則として他の管轄規則により<sup>(7)</sup>

我が国に国際裁判管轄が認められるか否かを裁判所が判断するよう、立法論上再考すべきではないだろうか。

### (3) 間接管轄の場合

次に、外国判決承認の局面において、日本の国際裁判管轄規則上当該外国に通常の国際裁判管轄が認められるが、民訴法三条の五に該当する訴えであり、当該規定によれば国際専属管轄が当該外国に認められず第三国に認められる場合、当該外国裁判所の国際裁判管轄は認められるべきだろうか。<sup>(61)</sup>

この場合にも、所謂鏡像原則に従えば、民訴法三条の一〇に基づき、当該外国裁判所の国際裁判管轄は否定されることになる。<sup>(62)</sup> だが、仮に当該第三国が当該事項を国際専属管轄の対象としていなかった場合や、対象としていたとしても別の国に国際専属管轄を認めていた場合には、我が国が外国判決の承認を否定したとしても、当該第三国の国家的関心を尊重したことはならない。さらに言えば、仮に当該第三国が当該事項につき自らに国際専属管轄を認めていた場合であっても、既に外国判決が下されている状況において、当該外国判決に基づき決定された具体的法律関係を我が国でも認め、当事者間の具体的法律関係を二国間において整合させることよりも、未だ訴訟も生じていない第三国の国家的関心を優先させる必要がどれ程あるのか疑問である。

従って、外国判決承認の局面においては、民訴法三条の五により我が国に国際専属管轄が認められる場合には、当該外国裁判所に国際裁判管轄がなかったとして民訴法一一八条一号の要件を充たさないとすべきであるものの、民訴法三条の五及び三条の一〇を安易に双方化せず、仮に双方化して第三国に国際専属管轄が認められるような場合であっても原則としてこれを無視し、通常の国際裁判管轄規則に従い当該外国裁判所に国際裁判管轄

が認められる場合には、民訴法一一八条一号の要件を充たすと解するべきであろう。

## 五 結語

以上、国際専属管轄について若干の検討を行った。国際専属管轄の根拠は特定の事項に関する国家の強い関心に求めるべきであり、また、我が国の民訴法三条の五については、これを双方化することには上記根拠との関係で問題がある、というのが本稿の結論である。最初にも述べた通り、国際専属管轄に関しては我が国では未だ十分な検討がなされていない。本稿が今後の議論の呼び水になることを願って止まない。

【付記】 本稿は、(助)民事紛争処理研究基金平成二四年度研究助成を受けた「我が国の新たな国際裁判管轄法制に関する解釈論的検討」及び、基盤研究（B）（平成二四―二七年度）「グローバル化に対応した公法・私法協働の理論構築―消費者法・社会保障領域を中心に」（代表 藤谷武史）の研究成果の一部である。

## 注

- (1) 排他的管轄とも言われるが、以下この用語で統一する。
- (2) 概観につき、拙稿「国際裁判管轄法制の整備―民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」ジュリ一四三〇号（二〇一一

年)三七頁。

(3) 部会資料や議事録は以下のHPから入手することが出来る(尚、頁数はpdf版による)。http://www.moj.go.jp/shingi/shingi\_kokushousei/index.html [最終確認日二〇一二年五月六日]。

(4) 江川英文「国際私法における裁判管轄権(三・完)」法協六〇巻三号(一九四二年)三六九頁、三八〇頁、兼子一「民事訴訟法体系 増訂版」(酒井書店・一九六六年)五九頁、池原季雄「国際的裁判管轄権」鈴木忠一「三ヶ月章監修」新・実務民事訴訟講座七(一九八二年)三頁、三四頁、高橋宏志「国際裁判管轄―財産関係事件を中心として」澤木敬郎「青山善充編」国際民事訴訟法の理論(有斐閣・一九八七年)三一頁、三二頁、斎藤秀夫「小室直人」西村宏一「林屋礼二編著」第二版「注解民事訴訟法(五)」(第一法規・一九九二年)四七八頁(山本和彦執筆)、新堂幸司「鈴木正裕」竹下守夫編集代表「注釈民事訴訟法(一)」(有斐閣・一九九二年)一三五頁以下(道垣内正人執筆)。反対、石黒一憲「現代国際私法「上」」(東大出版会・一九八六年)二六八頁。森田博志「不動産関係訴訟の管轄権」高桑昭「道垣内正人」新・裁判実務体系三「国際民事訴訟法(財産法関係)」(青林書院・二〇〇二年)一一二頁以下も参照。裁判例として、不動産に関する訴えの国際專屬管轄を肯定するのは、東京地判昭和二十九年六月九日下民集五巻六号八三六頁、否定するのは、静岡地浜松支判平成三年七月一日判時一四〇一号九八頁。

(5) 江川・前掲注(4)三八〇頁。

(6) 例えば、江川・前掲注(4)三八〇頁では、不動産に関する訴えが国際專屬管轄であるのは、「訴訟の性質自体から当然認めなければならない」とされ、また、登記又は登録に関する訴えを国際專屬管轄と看做すべきであるのは、「これをなすべき国においてするにあらざれば到底その目的を達し得ないから」であるとされる(現代表記に改めた)。

(7) 尚、Inga Cirstin Schüttfort, *Ausschließliche Zuständigkeiten im internationalen Zivilprozessrecht – Autonomes und europäisches Recht im Vergleich* (Peter Lang, 2011), pp. 7-8, 「消費者契約や労働契約等の弱者保護に関する規定において、事業者・雇用者側が消費者・



- 労働者側の住所地においてのみ訴えを提起出来ることとされていることから、これらの規定を半専属管轄規定 (halbauschiebliche Zuständigkeit) と呼ぶ。本稿での検討が当てはまる部分もあるが、弱者保護的要請の働くこれらの規定についても、別の考慮が働く余地があるため、本稿では取り扱わないこととする。
- (8) Charalambos N. Fragistas, «La compétence internationale exclusive en droit privé», in *Studi in onore di Antonio Segni*, Tome 2 (1967), 197, p. 203.
- (9) 他の管轄原因に基づく国際裁判管轄規則のことであり、国際的訴訟競合や特別の事情における *Forum non conveniens* 同様の配慮は除かれる。以下同様。
- (10) Cf. Fragistas, *supra* note (8), pp. 202-206. については国際専属管轄の理念型を最も純粹な形で示すことにし、どのような場合に外国に国際専属管轄があると言えるのかといった、国際裁判管轄規則の国際的不統一という現状において生じる問題点（後述）については捨象する。
- (11) この点についての解釈論については後に検討する。
- (12) 尚、第一・第二何れの場合であっても、国際専属管轄を有する国以外を法廷地として指定する管轄合意は否定される。
- (13) 石黒・前掲注(4)二七〇頁。
- (14) Schütfort, *supra* note (7), pp. 31-32.
- (15) Diego P. Fernández Arroyo, “Compétence exclusive et compétence exorbitante dans les relations privées internationales”, 323 *Recueil des cours*, 9 (2008), pp. 84-108.
- (16) ハーグ国際私法会議による民事および商事に関する国際裁判管轄及び外国判決に関する条約の一九九九年準備草案 (Preliminary Draft Convention on Jurisdiction and Foreign Judgments in Civil and Commercial Matters)。道垣内正人編著『ハーグ国際裁判管轄条約』

(商事法務・二〇〇九年) 五〇頁以下に邦訳がある。

(17) 尚、Schütfort, *supra* note (7), pp. 15-20を参照。

(18) Fragistas, *supra* note (8), p. 206; Laurence Usunier, *La régulation de la compétence juridictionnelle en droit international privé* (Economica, 2008), p. 59.

(19) この原則に言及する我が国の裁判例として、イラン国有化法に関する東京地判昭和二八年五月二七日下民集四卷五号七五五頁及びその控訴審判決たる東京高判昭和二八年九月一日下民集四卷九号一二六九頁。

(20) この原則から各国裁判所が外国特許の有効性を判断し得ないことを説明するものとして、Sylvain Bollée, *Les méthodes du droit international privé à l'épreuve des sentences arbitrales* (Economica, 2004), p. 151.

(21) Schütfort, *supra* note (7), p. 173.

(22) Pierre Mayer/Vincent Heuzé, *Droit international privé* (10e éd., Montchrestien 2010), pp. 281-285.

(23) Fragistas, *supra* note (8), p. 217.

(24) *Rev. crit.* 1936. 510, note Niboyet.

(25) Etienne Pataut, *Principe de souveraineté et conflits de juridictions (Étude de droit international privé)* (L. G. D. J., 1999), p. 251. 但、このように「主権」は、「国家が自らの管轄を強制し、自国法の適用を要請しようと欲する場合をまとめたもの」という確切的・描写的概念として用いられており、国際法上の主権概念を意味するものではない。Id., p. 33.

(26) 国家の社会的・経済的政策を体现し、準拠法如何に拘らず通常常に法廷地で適用される法規。「絶対的強行法規」「国際的強行法規」「介入規範」と呼ぶ者もある。強行的適用法規については、櫻田嘉章「道垣内正人『注釈国際私法 第一卷』(有斐閣・二〇一一年)三四頁以下〔横溝大執筆〕参照。

- (27) Niboyet, sous le note de Cassation, 21 janvier 1936, *Revue critique de droit international*, 1936, 510, p. 514; Dominique Holleaux, *Compétence du juge étranger et reconnaissance des jugements* (Dalloz, 1970), p. 352. 道垣内・前掲注(6)一四三頁以下。K. Lipstein, “Intellectual Property: Parallel Choice of Law Rules”, 64(3) *Cambridge Law Journal*, 593 (2005), p. 599; *id.*, “Intellectual Property: Jurisdiction or Choice of Law”, 61(2) *Cambridge Law Journal*, 295 (2002), pp. 296–297. 略同旨。
- (28) Arroyo, *supra* note (15), p. 83.
- (29) Arroyo, *supra* note (15), p. 87; Schüttfort, *supra* note (7), p. 180.
- (30) Usuner, *supra* note (18), p. 112.
- (31) Arroyo, *supra* note (15), p. 91.
- (32) Bernard Audit, “Le droit international privé en quête d’universalité”, 305 *Recueil des cours*, 9 (2003), pp. 423–425; Schüttfort, *supra* note (7), pp. 16–20. 関西国際民事訴訟法研究会訳「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書〔4〕」国際商事法務二七卷一〇号（一九九九年）一一八頁、一一八六頁は、不動産の専属管轄につき、この紛争類型が現場でなされるべき照会、調査、専門家の尋問を伴う点、不動産所在地以外には知られていない慣行により規律されていることが多い点、土地登記簿に登記する必要性を挙げる。また、道垣内・前掲注(6)一四三頁。
- (33) Schüttfort, *supra* note (7), pp. 19–20.
- (34) とりわけ参照 Arroyo, *supra* note (15), pp. 80–126.
- (35) Arroyo, *supra* note (15), pp. 109, 118–119.
- (36) 石黒・前掲注(4)二六七頁。
- (37) Arroyo, *supra* note (15), p. 117.

- (38) Arroyo, *supra* note (15), p. 126.
- (39) 「事案の処理の便宜などの観点からその地での訴訟に限定することが望ましいからである」という説明も不可能ではないが、外国裁判所の管轄を排除してまで実現する法政策の理由づけとしては弱いように思われる」とするのは、澤木敬郎・道垣内正人「国際私法入門〔第七版〕」（有斐閣・二〇一二年）二九五頁以下。
- (40) Schüttfort, *supra* note (7), p. 173.
- (41) 拙稿「『主権免除』に関する抵触法的考察」国際法外交雑誌一〇七卷三号（二〇〇八年）四五頁、五七頁以下。外国国有化・収用措置の有効性に関し外国主権の尊重を根拠にこれを消極に解する見解に対し、拙稿「外国国有化・収用措置の我が国における効果」法協一一三卷二号（一九九六年）二三四頁、三三〇頁。
- (42) 拙稿「前掲注(2)四四頁注(45)では、国際法上の外国主権尊重の要請も国際専属管轄の根拠として挙げていたが、考察が不十分であった。見解を改める。
- (43) 国際専属管轄を国家主権の観点から説明する道垣内正人「日本の新しい国際裁判管轄立法について」国際私法年報一二号（二〇一一年）一八六頁、二〇一頁、澤木・道垣内・前掲注(39)二九五頁は、外国主権の尊重よりも寧ろ「主権国家として他の国の裁判所に依る判断を許さないこととすべきものは何か」という観点」を強調しており、特定の事項に関する国家の強い関心を主権概念を用いて説明するものと解される。
- (44) Cf. Arroyo, *supra* note (15), p. 87; Schüttfort, *supra* note (7), p. 180.
- (45) 拙稿・前掲注(26)三七頁。
- (46) 平成一六年改正前特許法三五条三・四項の例が記憶に新しい。学説上その位置づけに争いがある法規の例として、拙稿・前掲注(26)三八頁参照。

- (47) これは、①当事者が不動産の引渡しを請求する場合、物権的請求権と債権的請求権のいずれの構成によるかにより、適用される国際裁判管轄の規律が異なるのは不合理である、②日本に住所を有する両当事者が外国の不動産の所有権の帰属について日本の裁判所の判断を求めることを一律に排除すべきではない、③物権及び物権的請求権の範囲を明確に画するのは法制的にも困難であるなどの指摘が出されたためである。法務省民事局参事官室「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」（平成二十一年七月）二四頁。但し、不動産が「誰に帰属するか等の物権問題は主権にとつて重要な問題であるので、立法論としては、少なくとも日本所在の不動産の物権関係訴訟は三条の五に加えるべきである」とするのは、澤木〓道垣内・前掲注(39)二八八頁。
- (48) 但し、これらの規定は、国際専属管轄とすべき全ての事項を網羅した限定列举規定であると本当に言い得るだろうか。例えば、国家賠償法に基づく訴えや我が国の国籍を確認する訴訟につき、我が国に国際専属管轄がないと考えることには抵抗を覚える。このように、場合によっては、他の事項に関する訴えにつき今後我が国に国際専属管轄を認めるべきか否かが問題となることもある。
- (49) 補足説明・前掲注(47)一七頁。
- (50) 補足説明・前掲注(47)二五頁。
- (51) 帰属が排除されたのは、「知的財産権の帰属に関する訴えは、権利の主体に関するものであることから、その判断に技術性・専門性を要することはそれほど多くないと考えられることによる。」補足説明・前掲注(47)三六頁。
- (52) 佐藤達文〓小林康彦編著『二問一答 平成23年民事訴訟法改正』（商事法務・二〇二二年）一〇二頁以下の説明も略同様。
- (53) 但し、佐藤〓小林・前掲注(52)一六五頁では、国際専属管轄の規定に「高い公益性」があることが指摘されてもいる。
- (54) 例えば、取締役の地位不存在確認の訴え、取締役会決議無効・不存在確認の訴えが三条の五第一項の対象となるか否かにつき、佐藤〓小林・前掲注(52)一〇六頁（類推適用を認める）。また、知的財産権に基づく差止請求がここでいう「効力に関する訴え」に含まれないとされたことにつき、拙稿・前掲注(2)四〇頁。

- (55) 日本に国際専属管轄が認められる場合には、外国において競合訴訟があってもこれを無視し、外国判決が下されてもこれを承認しないことになり、特に解釈論上大きな問題はない。尚、民訴法三条の五との関係で以下の議論が問題になり得るのは、実際には第一項の会社等に関する一定の訴えとの関係においてのみである。例えば、外国で設立された会社に対し責任追及等の訴えを我が国で提起した場合に、当該外国では本拠地に国際専属管轄を認めているような場合である。
- (56) 例えば、取締役の責任を追及する訴え等。
- (57) 佐藤Ⅱ小林・前掲注⑤二一六五頁。
- (58) 佐藤Ⅱ小林・前掲注⑤二一六五頁は、「国内の裁判管轄に関する第一二条第一項と同趣旨」という説明に止まる。
- (59) この点は、中間確認の訴えに関する民訴法一四五条三項や、反訴に関する一四六条三項但書からも裏付けられよう。道垣内正人「国際契約実務のための予防法字 準拠法・裁判管轄・仲裁条項」(商事法務・二〇一二年)一八六頁注153。
- (60) 例外的に、外国の国際裁判管轄規則に依れば当該外国に国際専属管轄が認められ、且つ、我が国の民訴法三条の五の基準からしても当該外国に国際専属管轄が認められる場合に限って、当該外国の国家政策を尊重し「特別の事情」を用いて我が国の国際裁判管轄を否定することが考えられよう。
- (61) 民訴法一一八条一項の所謂間接管轄の具体的判断枠組については、直接管轄の判断枠組と同一であるとする見解(所謂鏡像原則)と、間接管轄の判断基準を直接管轄よりも緩和しようとする見解とが対立しているが、最判平成一〇年四月二八日民集五二巻三号八五三頁は、「民訴法の定める土地管轄に関する規準に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、当該外国判決を我が国が承認するのが適切か否かという観点から、条理に照らして判決国に国際裁判管轄が存在するべきか否かを判断すべきものである」と判示した。その後の下級審裁判例の態度は様々であるが、鏡像原則を採用したものとそれ以外の事例とで、具体的判断に実質的な違いがあるように特に見受けられない。以上につき、拙稿〔判批〕リマークス四四号(二〇一二年)一三八頁、一四〇頁。

(62) 尚、取締役の責任を追及する訴訟につき、我が国商法二六八条一項から、判決国であるシンガポールに国際専属管轄があることを肯定した事例として、東京地判平成一八年一月一九日判タ一二二九号三三四頁。

(63) 民訴法三条の五を「適用すれば外国のある国の裁判所のみが国際裁判管轄を有する場合には、その国以外の国の裁判所がした判決は、承認を拒絶することになる」とするのは、兼子一他編『条解民事訴訟法（第二版）』（弘文堂・二〇一一年）七三頁（高田裕茂執筆）。

(64) 例外的に、外国判決を下した当該外国の国際裁判管轄規則に従っても当該第三国に国際専属管轄が認められる場合には、当該第三国に国際専属管轄を認める余地がある。但し、その場合、当該外国裁判所は、その国の管轄規則に従えば国際裁判管轄がなかったことになるため、それを根拠に当該外国裁判所に国際裁判管轄がなかったとする方が説明としては容易であろう。